

学校法人二戸学園 理事会運営規程

(令和2年9月9日制定)

(目的)

第1条 学校法人二戸学園（以下「本法人」という。）寄附行為（以下「寄附行為」という。）第47条の規定に基づき、理事会の運営に関する細則として、この規程を定める。

(理事会)

第2条 本法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、本法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(審議事項)

第3条 理事会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 本法人の経営の基本方針に関する事項
- (2) 本法人の財産に関する事項
- (3) 予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画に関する事項
- (4) 決算及び事業報告に関する事項
- (5) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）に関する事項
- (6) 基本財産の処分に関する事項
- (7) 運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- (8) 本法人の運営に関する重要事項
- (9) 校地及び校舎等の土地建物に関する事項
- (10) 教育及び研究上の施設整備に関する事項
- (11) 重要な規則並びに規程の制定及び改廃に関する事項
- (12) 寄附行為の変更及び主務大臣又は知事等に認可申請を要する事項
- (13) 予算外の新たな義務の負担又は権利放棄に関する事項
- (14) 寄附金及び学校債等の募集に関する事項
- (15) 学費並びに学納金に関する事項
- (16) 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準に関する事項
- (17) 役員及び評議員の任免、教職員の任免等の人事に関する重要事項
- (18) 理事会構成員から、理事長に対して提議された事項
- (19) その他の理事会において必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項以外については、理事長において、これを処理する。

(評議員会への諮問事項)

第4条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産の中の不動産及び積立金の処分

- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

（定足数）

第5条 理事会は、寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第9条第3項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

- 2 災害緊急事態等により出席者が一堂に会することが困難な場合又は緊急を要する場合は、理事が相互に十分な議論を行うことができるインターネットを活用したテレビ会議等を開催することができる。この場合において、テレビ会議等に出席した理事は、出席者とみなす。
- 3 前2項の会議において、付議される事項について、別紙に定める様式による書面をもって、あらかじめ意思を表示した理事は、出席者とみなす。

（招 集）

第6条 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、あらかじめ当該会計年度における理事会の開催予定日を、当該会計年度の始まる前に公表するものとする。
- 3 前項に規定する理事会の開催予定日のほか、理事長は、必要に応じて臨時に理事会を開催することができる。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事長が前項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 6 前項及び次条の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

（監事による招集）

第7条 寄附行為第16条第1項第6号の規定に基づき、監事から理事会の招集の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（開催通知）

第8条 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議 決)

第9条 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の議事に係る議決は、出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

(1) 本法人の予算及び事業計画並びに同予算及び同計画の重要な変更

(2) 本法人の事業に関する中期的な計画及び同計画の重要な変更

(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄及び借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）

(4) 寄附行為の変更及び私立学校法施行規則に定める届出事項

3 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 前項の規定により理事長が議決に加わることができない場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(理事の主管職務)

第10条 理事の主管職務及び主管職務に該当する理事（主管理事）の氏名及び細目は、別に内規で定める。

(業務の決定の委任)

第11条 法令及び寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他本法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(構成員以外の出席)

第12条 理事長が必要と認めるときは、本法人の職員等の関係者を理事会に出席させ、説明及び意見を聴くことができる。

(議事録)

第13条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かななければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和2年9月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。